

九州大学情報基盤研究開発センター全国共同利用運営委員会規程

平成16年度九大規程第125号  
施行：平成16年 4月 1日  
最終改正：令和 6年 3月21日  
(令和5年度九大規程第75号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学情報基盤研究開発センター規則（平成16年度九大規則第143号）第5条第2項の規定に基づき、九州大学情報基盤研究開発センター全国共同利用運営委員会（以下「全国共同利用運営委員会」という。）の組織、議事の手続その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 全国共同利用運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 全国共同利用設備の運営に関すること。
- (2) 高性能計算機に係る利用支援に関すること。
- (3) 全国共同利用に係る研究開発の推進に関すること。
- (4) 全国共同利用に係る予算及び将来計画に関すること。
- (5) 全国共同利用に係る業務の自己点検・評価に関すること。
- (6) その他全国共同利用に係る業務の重要事項に関すること。

(組織)

第3条 全国共同利用運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 九州大学情報基盤研究開発センター長（以下「センター長」という。）
- (2) 九州大学情報基盤研究開発センター（以下「センター」という。）の副センター長
- (3) センターの専任の教授及び准教授のうちから選ばれた者 若干人
- (4) センターを兼務する九州大学の教授及び准教授のうちから選ばれた者 若干人
- (5) 九州大学の教授及び准教授のうちから選ばれた者 若干人
- (6) 九州大学以外の大学等の教授相当の職にある者 若干人
- (7) 九州大学情報システム部長
- (8) その他センター長が必要と認めた者

2 前項第3号から第5号までの委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項第6号の委員の任期は、その都度総長が定める。

4 前項の委員は、総長が委嘱する。

5 第1項第8号の委員の任期は、その都度センター長が定める。

6 全国共同利用運営委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 全国共同利用運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、全国共同利用運営委員会を主宰する。

3 全国共同利用運営委員会に副委員長を置き、委員の互選により定める。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第5条 全国共同利用運営委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 全国共同利用運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門委員会)

第6条 全国共同利用運営委員会に、専門的事項を審議するため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(事務)

第7条 全国共同利用運営委員会の事務は、情報システム部情報企画課及び情報基盤課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、全国共同利用運営委員会の運営に関し必要な事項は、全国共同利用運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年度九大規程第221号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大規程第36号)

この規程は、平成18年8月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大規程第132号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年度九大規程第75号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。